

(第 1 号様式)

土地使用貸借契約書

契約者 氏 名	甲
	乙 名 古 屋 市

土地使用貸借契約書

土地所有者 を甲とし、名古屋市を乙として、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

(目的物件)

第1条 甲は、甲が所有する末尾記載の土地（以下「土地」という。）をオアシスの森として市民の利用に供するために乙に無償で貸し付け、乙はこれを借り受けるものとする。

(契約期間)

第2条 土地の使用貸借期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から契約を更新しない旨の申し出がなかった場合には、引き続き5年間本契約が更新されたものとし、以降も同様とする。

(工作物の設置等)

第3条 乙は、第1条の目的のために必要な工作物の設置及び支障木の整理等を行うことができるものとする。

(土地の管理等)

第4条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって土地の維持保全及び樹林地等の保護・育成に努めるものとし、これに通常要する費用はすべて乙の負担とする。

2 前項に係る管理等に関する苦情等については乙がその対応にあたるものとする。

3 乙は、乙において設置した工作物の管理の瑕疵により、又は乙が行った支障木の整理等により第三者に損害を与えた場合には、責任を持ってその処理にあたるものとする。

(禁止事項)

第5条 甲は、契約期間中次の各号の行為をしてはならない。ただし、災害防止のため緊急に必要な行為、その他乙が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

(1)木竹の伐採又は損傷

(2)建築物の建築その他工作物の建設

(3)土地の造成及び開墾、土石の採取その他の土地形質の変更

(4)水面の埋立て又は干拓

(5)物件の設置又は堆積

(6)前各号に掲げるもののほか、第1条の目的に支障となる行為

(協議事項)

第6条 甲は、土地の所有権を譲渡し、又は土地に所有権以外の権利を設定するときは、あらかじめ乙に協議するものとする。

2 前項の所有権以外の権利の設定は、第1条の目的を阻害するものであってはならない。

(契約の解除)

第7条 乙は、乙が都市計画事業に着手するとき、又は甲の使用貸借契約の違反により第1条の目的を達成することができなくなったときは、契約期間満了前であってもこの契約を解除できる。

2 前項にかかわらず甲乙双方が予見し得ないやむを得ない事情が生じたときは、契約期間満了前であっても、協議のうえ契約を解除し、又はその一部を変更することができる。

(土地の返還)

第8条 乙は、この契約が更新されないとき、又は前条により契約を解除したときは、速やかに設置した物を撤去し、土地を原状に回復して甲に返還するものとする。

2 土地の原状回復の内容には、第3条に基づいて整理された支障木は含まないものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第9条 甲は、この契約書の内容又はこの契約に関して関係者からの異議の申し立てがあったときは、責任をもって解決にあたらなければならない。

(その他)

第10条 この契約条項に関し疑義が生じたとき、あるいはこの契約に定めのない事項が生じたときには、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名（甲が個人の場合は、署名とする。）押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 土地所有者 住所

氏名

乙 名古屋市 代表者 名古屋市長

土地の表示

所 在	地 番	地目	地 積 (㎡)		使用貸借面積 (㎡)		備 考